

<利用規約>

PALET.NU の貸しスペース使用要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「公社」という。）が管理運営するパレット・ニュー（以下「本施設」という。）の貸しスペースの管理及び運営に必要な事項を定めるものとする。
- 2 本施設の運用にあたっては、将来の施設整備を見据えた重点的な取り組みを推進し、中川運河の魅力向上および賑わい創出に真に寄与する活動に限定して貸し出すものとする。

(使用の範囲)

- 第2条 貸しスペースは、コンテナA棟、コンテナB棟、縁側エリア及び水辺エリア（ステージ）とする。
- 2 貸しスペースは、公社が実施する各種事業による使用に支障のない範囲で、個人又は団体が使用することができる。ただし、公社が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

(使用の承認)

- 第3条 貸しスペースの使用を希望する者は、公社の承認を受けなければならない。
- 2 貸しスペースの使用は、次の各号のいずれかに該当する事業を対象とする。
- (1) 沿岸用地への将来的な出店や事業化を目的とした試験営業等（事業具現化）
 - (2) 行政又は公共団体が主導する官民連携イベント等（地域交流・連携企画）
 - (3) 広く一般市民に開かれた中川運河の魅力発信事業（機運醸成・情報発信）
- 3 公社は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
 - (2) この要綱の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (3) 暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）が利用するおそれがあるとき。
 - (4) 公社が実施する各種事業により使用するとき。
 - (5) 政治的又は宗教的用途に使用するとき。
 - (6) 他人の信用または名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるとき。
 - (7) 本施設の運営目的から不適切だと判断できるもの（特定のグループに限定された利用、営利・宣伝のみを目的とするもの、騒ぎを主目的とする飲食、飲酒、宴会、パーティー等を行うこと等を含む）
 - (8) 参加対象者が一般市民に開放されていないとき、もしくは集客効果（原則として1日あたり50人以上）が見込めないとき。ただし、教育機関等による地域連携活動や、公的性格を有する団体による公益性の高いプロジェクト等で、公社が特に認めた場合はこの限りではない。

＜利用規約＞

(9) その他本施設の管理上支障があると認められるとき（安全管理や清掃計画の具体性に欠けるものを含む。）

4 公社は、第1項の承認に際して、管理上必要な条件をつけることができる。

5 公社は、第3項各号の該当の是非について疑義がある場合は、名古屋市及び名古屋港管理組合と協議のうえ、承認の可否を決定するものとする。

（使用の予約申込）

第4条 貸しスペースの使用を希望する者は、公社が指定する方法により予約申込をしなければならない。

2 前項の申込は、使用希望日（2日以上連続して使用しようとする場合は、その初日をいう。）の6か月前からすることができる。ただし、公社が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

（使用の申込）

第5条 前条の規定により、予約申込をした者は、使用希望日の1か月前までに、施設使用申込書（様式1）及び企画概要書を提出しなければならない。

2 前項の企画概要書には、運営体制、安全管理計画、ごみ処理計画、及び本企画が中川運河の魅力向上及び賑わい創出にどのように寄与するかを明記しなければならない。

3 使用申込者は、関係行政機関等への届出が必要な場合は、事前に調整を行い、使用希望日の2週間前までに当該届出の写しを公社に提出しなければならない。

（使用料）

第6条 貸しスペースの使用料は、無償とする。

（使用承認の通知）

第7条 公社は、使用の承認を決定したときは、使用申込者に対し、その旨を電子メールにより通知するとともに、承認の旨を記載した施設使用申込書の写しを交付するものとする。

2 公社は、使用を承認しない決定をしたときは、使用申込者に対し、電子メールによりその旨を通知するものとする。

（使用承認の取消等）

第8条 前条の規定により使用承認の通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の承認を受けた後に当該使用を取りやめようとするときは、使用を開始する日の1週間前までに電子メールにより公社に届け出なければならない。

2 公社は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸しスペースの使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1) 第3条第3項各号の規定に該当することが判明したとき。

＜利用規約＞

- (2)虚偽の申請、その他不正な手段により使用の承認を受けたとき。
- (3)使用承認した内容及び条件に違反したとき。
- (4)第12条第1項各号に規定する禁止行為を行ったとき。
- (5)各種警報（大雨、暴風等）の発令若しくはそのおそれがあるとき、又は災害の発生その他の事由により、本施設の使用が危険若しくは困難であると公社が認めるとき。

3 前項の規定による使用の承認の取消しは、使用者に対し、電子メールによりその旨を通知することによって行う。

4 公社は、第2項各号の該当の是非について疑義がある場合は、名古屋市及び名古屋港管理組合と協議のうえ、取消しの可否を決定するものとする。

5 公社は、第2項の規定により貸しスペースの使用を停止し、又は使用の承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じて、その賠償の責めを負わないものとする。

（特別の設備）

第9条 使用者は、貸しスペースの使用にあたり、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。

2 前項の承認の申請は、第5条に規定する使用の申込の際に併せて行うものとする。

（原状回復義務等）

第10条 使用者は、使用期間が終了したとき、使用をとりやめたとき、又は第8条第2項の規定により使用の承認を取り消されたときは、直ちに清掃及びごみの持ち帰り等を行い、貸しスペースを原状に回復しなければならない。

2 前項の場合において、使用者が特別の設備を設けているときは、併せて当該設備を撤去しなければならない。

3 使用者が第1項及び第2項に規定する原状回復の義務を履行しないときは、公社がこれを行い、その費用を使用者に請求することができる。

（目的外使用及び権利の譲渡等の禁止）

第11条 使用者は、貸しスペースを承認された目的以外の用途に使用してはならない。また、その権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（行為の禁止等）

第12条 貸しスペースにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1)みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2)寄付金品を募集すること。
- (3)労働争議、署名活動、勧誘行為をすること。
- (4)個人情報保護法に抵触する情報収集行為や活動をすること。
- (5)承認された場所以外で広告類を掲出し、又は頒布すること。

＜利用規約＞

- (6)施設、備品等を損傷、汚損又は滅失するおそれのある行為をすること（壁面等への釘打ち、穴あけ、強力な粘着テープの使用等を含む。）
 - (7)騒音、振動又は大声を発するなど他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
（発生する音量は、敷地境界線において原則65デシベル以下を遵守すること）
 - (8)他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯すること。
 - (9)騒ぎを主目的とする飲食、飲酒、宴会、パーティー等を行うこと。
 - (10)その他本施設の管理上支障があると認められる行為をすること。
- 2 使用者は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1)入場者の安全確保の措置を講ずること。
 - (2)入場者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

（立入り）

- 第13条 公社は、本施設の管理上必要があるときは、使用承認をした貸しスペースに、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。
- 2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

（退場等の措置）

- 第14条 公社は、使用者若しくは入場者がこの要綱の規定に違反したとき、又は本施設の管理に関する公社の指示に従わないときは、当該の者に対し、退場を命ずることができる。
- 2 前項の場合において、その違反等が重大であると認められるときは、公社は、第8条の規定にかかわらず、使用の途中であっても直ちに使用を停止させ、設備等の撤去及び本施設からの退去を命ずることができる。

（損害賠償及び免責等）

- 第15条 使用者は、貸しスペースの使用にあたって、施設、備品等を損傷、汚損又は滅失させた場合は、公社が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合その他公社がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 2 貸しスペースの利用に伴う人身事故、物品の盗難若しくは破損その他のすべての事故又は損害について、公社に故意又は重大な過失がある場合を除き、公社は一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、本施設の使用に関し、入場者その他の第三者との間に紛争が生じたときは、自己の責任と負担においてこれを解決しなければならない。

（雑則）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、貸しスペースの使用に関し必要な事項は、公社が定める。

<利用規約>

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。